

# 専門学校九州テクノカレッジ

## 学費の減免等に関する規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 専門学校九州テクノカレッジ（以下「本校」という。）における学費の減免及び徴収猶予に関する取扱いについては、この規程の定めるところによる。

### 第2章 入学金の減免

#### (入学金減免の実施額)

第2条 入学金の減免の実施額は、その者の入学金収入予定額に、それぞれ本校が定める率を乗じた額に相当する額の範囲内を超えないものとする。

#### (入学金の減免)

第3条 本校に入学する者であって、次の各号の一に該当し入学金の納入が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、校長は、入学金の減免をすることができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「経費支弁者」という。）が死亡した場合
- (2) 入学前1年以内において、入学する者又は経費支弁者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) その他経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (4) 前3号に準ずる場合であって、校長が相当と認める理由がある場合

#### (入学金免除の申請)

第4条 入学金の免除を申請する者は、入学手続の際に所定の入学金免除申請書に保証人が連署し、次の各号に掲げる書類を添えて校長に申請するものとする。

- (1) 本人又は経費支弁者の居住地の市区町村長の所得（課税）証明書
- (2) 経費支弁者が死亡した場合はそれを証明する証明書
- (3) 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- (4) その他必要な書類

### 第3章 入学金の徴収猶予

#### (入学金の徴収猶予)

第5条 本校に入学する者であって、次の各号の一に該当し入学金の納入が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、校長は、入学金の徴収猶予を許可する

ことができる。この場合において、入学金の徴収猶予の申請手続きについては、前条の規定を準用する。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに入学金の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、経費支弁者が死亡した場合
- (3) 入学前1年以内において、入学する者又は経費支弁者が風水害等の災害を受け、納付が困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学金の免除若しくは徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学金の徴収を猶予する。

(入学金の徴収猶予期間)

第6条 徴収猶予の期間は、当該入学月から4月を超えることができないものとする。

(入学金の納入)

第7条 入学金の減免若しくは徴収猶予を許可されなかった者は、その決定を告知した日から起算して14日以内に、納入すべき入学金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、減免の申請をし、不許可の者が徴収猶予を受けようとする場合は、減免の不許可を告知した日から起算して14日以内に第5条第1項に規定する徴収猶予の申請をすることができる。

(死亡等による入学金の免除)

第8条 入学金の減免を申請した者が前条第1項の規定により入学金の納入を猶予されている期間内に死亡した場合は、その者の未納の入学金の全額を免除する。

2 入学金の減免を許可されなかった者又は徴収猶予を申請した者が、前条第2項に規定する期間内に死亡した場合は、その者の未納の入学金の全額を免除する。

3 入学金の減免を許可されなかった者又は徴収猶予を申請した者が、納入すべき入学金を納入しないことにより除籍された場合は、その者の未納の入学金の全額を免除する。

4 前条第1項の規定により徴収を猶予した入学金に係る延滞金は、その全額を免除する。

#### 第4章 学費の減免

(学費減免の実施額)

第9条 学費の減免の実施額は、年度を二期に分けた前期、後期（以下「各期」という。）ごとに、前期分にあつては5月1日現在に、後期分にあつては11月1日現在に在学する本校の学生の学費収入予定額に本校が定める率を乗じた額に相当する額の範囲内を超えないものとする。

(経済的理由による場合)

第10条 経済的理由によって学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、校長は、学費の減免を許可することができる。

2 減免の許可を受けようとする者は、各期ごとの学費の納入期限（学費の納入期間は、前期分にあつては3月、後期分にあつては8月で、その納入期限とは前期分にあつては3月31日、後期分に

あつては8月31日をいう。この場合において、納入期限が休日となる場合は当該日の前日、その前日が休日となる場合は当該日の前々日とする。以下同じ。)内に定める所定の期日までに、学費減免申請書に保証人が連署し、次の各号に掲げる書類を添えて校長に申請するものとする。

- (1) 本人又は経費支弁者の居住地の市区町村長の所得(課税)証明書
- (2) 経費支弁者が疾病のため勤労に堪えない場合は、医師の診断書
- (3) 外国人で本国からの送金が不可能となり学資支弁が困難な者は、当該出身国の公館の証明書
- (4) その他必要な書類

3 減免の額は、各期分の3分の2を超えない範囲とする。学費は教育充実費から減免し、本校規定に従い減免額が¥100,000を超える場合は施設費から減免を行うものとする。

(特別な事情による場合)

第11条 次の各号の一に該当する特別な事情により学費の納入が著しく困難であると認められる学生については、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納入すべき学費を減免することができる。

- (1) 学費の各期の納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の減免に係る場合は、入学前1年以内。次号において同じ。)において経費支弁者が死亡した場合
- (2) 学費の各期の納期前6月以内において、学生又は経費支弁者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であつて、校長が相当と認める場合

2 学費の減免の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、減免申請書に保証人が連署し、次の各号に掲げる書類を添えて校長に申請するものとする。

- (1) 本人又は経費支弁者の居住地の市区町村長の所得(課税)証明書
- (2) 経費支弁者が死亡した場合はそれを証明する証明書
- (3) 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- (4) その他必要な書類

3 減免の額は、各期分の学費の3分の2を超えない範囲とする。学費は教育充実費から減免し、本校規定に従い減免額が¥100,000を超える場合は施設費から減免を行うものとする。

(休学の場合)

第12条 学生が学費の納入期限までに休学を許可された場合又は学費の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月まで(月数に学費年額の12分1に相当する額を乗じて得た額)の学費の全額を免除することができる。

(徴収猶予中の退学の場合)

第13条 学費の徴収猶予の許可を受けている者が願い出により退学を許可された場合は、月割計算により、退学当月の翌月分(月の初日に退学を許可された場合は、退学当月分)から学費を免除することができる。

(死亡又は行方不明の場合)

第14条 死亡又は行方不明のため学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の学費を免除することができる。

(学費未納による除籍)

第15条 学費の未納を理由に除籍された場合は、当該学生に係る未納の学費を免除することができ

る。

## 第5章 学費の徴収猶予

(学費の徴収猶予)

第16条 学生が次の各号の一に該当する場合は、本人（学生が行方不明の場合は、学生に代わる者）の申請に基づき、委員会の議を経て、校長は、学費の徴収猶予を許可することができる。

(1) 経済的理由により、納入期限までに学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は経費支弁者が、災害を受け、納入が困難と認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期の学費の納入期限までに定める所定の期日までに学費徴収猶予申請書に保証人が連署して、次の各号に掲げる書類を添えて校長に申請するものとする。

(1) 本人、経費支弁者等の居住地の市区町村長の所得（課税）証明書

(2) 経費支弁者が疾病のため勤労に堪えない場合は、医師の診断書

(3) 外国人で本国からの送金が不可能となり学資支弁が困難な者は、当該出身国の公館の証明書

(4) その他必要な書類

(学費の徴収猶予期間)

第17条 徴収猶予の期間は、当該期を超えることができないものとする。

(月割分納)

第18条 特別の事情があると認められる場合は、学費の月割分納を許可することができる。

2 月割分納額は、学費年額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ に相当する額とし、毎月15日までに納入しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業開始前に納入しなければならない。

(許可の取消し)

第19条 学費の減免及び徴収猶予を許可された者で、次の各号の一に該当する場合には、委員会の議を経て、校長は、許可を取り消すものとする。

(1) 許可決定後その理由が消滅した場合

(2) 虚偽の事実が判明した場合

2 前項第1号の規定により減免の許可を取り消された者は、理由が消滅した日の属する月から、同項第2号の規定により減免の許可を取り消された者及び徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の学費を納入しなければならない。

(改廃)

第20条 この規程は、理事会の決議により、改廃する。

## 附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から改正し、施行する。

3. この規程は、令和2年4月1日から改正し、施行する。